

ACSV Monthly Letter

令和1年12月12日、「令和2年度税制改正大綱」が発表されました。10月に消費税増税が施行されたこともあり、増税項目は抑えられましたが、中小企業・個人事業者には、影響が少ない内容となりました。

この改正のうち中小企業・個人に関連する主な改正は以下の通りです。

● 消費税の申告期限の延長

法人税等の申告期限は、原則として決算後2か月以内となっていますが、株主総会日程や会計監査などの理由により、1か月の延長が認められています。ただし消費税は延長が認められていなかったため、いったん2か月以内に申告し、変更があれば修正申告をしていました。改正により、法人税等と同様に1か月の延長特例が創設されます。

● 未婚のひとり親に寡婦（夫）控除 個人：減税

死別または離別したひとり親に適用される、寡婦（夫）控除について、「婚姻歴の有無による不公平」をなくすため、未婚のひとり親についても適用されることとなります。

また「男女の不公平」をなくすため、女性にも所得上限（給与収入678万円）を設けたうえで、寡夫（男性）の控除額（27万円）が、寡婦（女性）の控除額（35万円）と同額に引き上げられます。

● その他の改正

- ・ 一般NISAが2024年に2階建ての新制度へ、つみたてNISAは5年間延長
ジュニアNISAは延長されずに2023年に終了
- ・ 確定拠出年金の掛け金の拠出期間を延長（企業型70歳、個人型（イデコ）65歳）
- ・ 中小企業の交際費損金算入限度の特例（年800万円）、少額減価償却資産の損金算入の特例（1個30万円未満で年300万円以下）を2年間延長
- ・ 不動産の譲渡契約書等の印紙税軽減措置を2年間延長

■ 税務カレンダー

	内容	備考
1月	源泉所得税納付（納期特例・下期分） 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	
2月	所得税の確定申告・贈与税の申告	2月17日～3月16日

（注） 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

【年末年始休業のお知らせ】 年末年始休業は12月28日（土）から1月5日（日）です。
ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。